

女性の地位向上とジェンダー平等の推進を求める意見書

「ジェンダー平等」の実現はSDGsの一つとしても掲げられ、あらゆる差別を撤廃しようという世界的な情勢にあります。しかし、2019年に世界経済フォーラムが公表したジェンダー平等指数において、日本は153か国中121位、中でも政治分野では144位のワースト10に位置づけられ、世界の水準から大きく遅れています。

日本国憲法第14条は性別による差別を禁じ、男女共同参画社会基本法・女性活躍推進法も定められ、男女共同参画を実現して多様性ある社会を目指す取組が、我が国でも行われてきました。しかし、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長であった森喜朗氏による女性差別発言が大きな問題となり、日本社会におけるジェンダー平等に対する意識の遅れが、国内外から厳しく指摘されたことは周知の事実です。

2020年12月、政府の第5次男女共同参画基本計画では、日本がジェンダー平等の取り組みで諸外国と大きな差がある認識を示し、「まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取り組みを進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」とされたところです。

よって、国に対し、下記のとおり改善を求めるものです。

記

1. 国連・先進国と同様に、政策・意思決定の場に「男女半々」の目標を掲げること。
2. 均等待遇原則、同一価値労働同一賃金、ハラスメント禁止などを、ILO条約をはじめとする国際基準で法制化すること。
3. 女性の社会進出をより一層支えるため、医療、介護、保育の分野における抜本的な人員の増員と賃上げを行うこと。
4. ひとり親の生活困窮を救うため、児童手当・児童扶養手当の増額、教育の無償化、生活保護制度の拡充など、総合的な支援を強化すること。
5. コロナ禍で増える女性のDV相談・自殺防止に目を向け、ワンストップ支援センターに対する予算の抜本的な拡充など、性暴力、DV・虐待被害者支援を緊急に強めること。
6. 災害時の避難所生活においても性の多様性を尊重し、人権を守るため、ジェンダー平等の視点を盛り込んだガイドラインを作成すること。
7. LGBT差別の解消を法制化し、社会のあらゆる場面で権利保障と理解促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 3月22日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣